

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和元年5月16日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田和幸

1. 企画競争に付する事項

レセプト点検研修業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (3) 調達役務に類似する施行実績を有し、かつ、調達役務を確実に実施できる者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001のいずれかの認証を受けている者であること。

3. 契約候補者の選定

「医科・調剤レセプト点検研修の業務委託に係る企画競争説明書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和元年5月16日（木）～5月28日（火）17時15分まで
- (2) 場所 〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 北村
電話（代表） 082-568-1014 FAX 082-568-1130

5. 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により郵送又はファックスにて受け付ける。

- (1) 受付先 上記4記載の担当者宛
- (2) 受付期限 令和元年5月24日(金)10時00分まで
- (3) 回答 令和元年5月27日(月)15時00分までに企画競争参加者に対して個別に対応する。但し、軽微な質疑については、口頭で回答する場合がある。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和元年5月28日(火)17時15分まで
- (2) 提出先 4(2)に同じ。
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便等到着状況を確認できる方法に限る。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、又は、その他の競争参加の条件に違反した者が提出した企画書等は無効とする。

8. その他

詳細は、「医科・調剤レセプト点検研修の業務委託に係る企画競争説明書」による。

以上

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。